

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 介護補償の額の改定

		<改定前>	<改定後>
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	172,550 円	177,950 円
	随時介護を受けている場合	86,280 円	88,980 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	77,890 円	81,290 円
	随時介護を受けている場合	38,900 円	40,600 円

(2) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,340 円	8,085 円	9,640 円	10,810 円	11,645 円	12,388 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,340 円	6,310 円	6,925 円	8,028 円	8,908 円	9,370 円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,618 円	8,283 円	9,795 円	10,923 円	11,718 円	12,438 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,568 円	6,470 円	7,038 円	8,093 円	8,950 円	9,398 円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

4 経過措置

改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第7条の2第2項の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

新条例別表の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

令和5年4月1日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

市指定文化財 こだはちまんぐうにおうもん 小田八幡宮仁王門の指定解除について

1. 解除事由

令和6年4月8日に小田八幡宮仁王門が県重宝に指定（新名称「小田八幡宮八脚門」やつあしもん）されたことに伴い、県・市の二重指定状態を避けるため、市指定を解除する。

なお、指定解除にあたっては、八戸市文化財保護条例第10条第4項および同第11条に基づき、教育委員会が八戸市文化財審議委員に文化財指定解除を諮問する必要がある。

2. 経緯

- 昭和48年1月24日 市指定
- 令和5年10月3日 県教委による現地調査及び所有者の意思確認
- 令和6年2月21日 所有者から申請書提出
- 令和6年3月11日 県文化財審議会で答申
- 令和6年3月25日 県教委定例会で議決
- 令和6年4月8日 県報告示により県重宝指定



3. 文化財の概要

- ア 種 別 県重宝（建造物）
- イ 名称及び員数 小田八幡宮八脚門 1棟
- ウ 所 有 者 宗教法人八幡宮 宮司 かわむら みつお 河村 光穂
- エ 所在の場所 八戸市小田1丁目2-1
- オ 構造、形式及び大きさ
- (1) 構造・形式 木造、三間一戸、八脚門(単層)、銅板葺、入母屋屋根、軸組在来構法
 - (2) 規 模 建築面積 20.57 m²/桁行 6.180m/梁間 3.330m/軒高 3.860m /棟高 6.840m
 - (3) 意 匠 江戸年間に建立された、市内で唯一の三間一戸の八脚門。両脇前間は吹き放ち、親柱筋の中央に板扉を吊り、両脇は堅羽目板腰壁の上に格子をはめ、その後間に隨身像を安置。軸組などは簡素な和様の建築形式でありながら、入母屋屋根や組物・軒先まわりの構成や装飾に、建立当時の木割法きわりによる瑞厳さが随所に施される。

4. 県指定の事由

建立から170年経過するが、屋根を当初材（柿茸または柂茸こげら まき）から銅板葺に改修した以外は、増改築などによる建物の根幹部に変更はなく建立当時のまま現在に至っており、保存状態も良好である。簡素な造りでありながら優美瑞厳の趣を見せ、当時の伝統的木割法きわりの手法が随所に見られる貴重な八脚門であることから、県重宝としてふさわしい内容を備えている。